

生活衛生関係営業の節電行動の徹底に向けた基本的な考え方について（答申概要）

1. 基本的方向性

- ✓ 「夏期の電力需給対策」（電力需給緊急対策本部決定）に基づく節電行動の徹底
- ✓ 電力制約下における新たな需要の取り込みに向けた取り組み

2. 具体的取り組み

節電行動

新たな需要の取り込み

「節電行動計画」等に基づく実行

※主として以下の内容による「節電行動計画」を策定

○照明に係る節電	照明の大幅な削減（間引き）等
○空調に係る節電	室温を原則28℃等
○節電に資する設備設置	省エネルギー設備の導入等
○節電啓発	従業員・顧客に対する周知徹底

- 節電行動の一環として営業時間の短縮・シフト等に取り組む例が増えるなか、需要に対応した商品・サービスを提供
 - (1) 「朝活」・「アフター4」販促(※)
- ※従来より早く就業したり仕事を終える会社員らを顧客ターゲットして、朝方・夕方の営業時間枠の拡大や新商品・サービスの開発、特別料金の設定などの営業活動
- (2) 「節電商品」・「節電サービス」の提供

基本的な考え方のとりまとめ
(答申)

節電行動の実行による使用電力の抑制

営業活動の活性化